

平成 1 9 年度
西宮市地域自立支援協議会
報 告 書

平成 2 0 年 5 月 1 5 日

目 次

- ・ ・ ・ ・ ・ 運営状況

- ・ ・ ・ ・ ・ しごと部会

- ・ ・ ・ ・ ・ こども部会

- ・ ・ ・ ・ ・ くらし部会

- ・ ・ ・ ・ ・ 障害福祉施策推進懇談会

- ・ ・ ・ ・ ・ 総 括

運 営 状 況

1. 目 的 及 び 趣 旨

障害者自立支援法では、市町村が行う地域生活支援事業（の中の障害者相談支援事業）の中で地域自立支援協議会を設置することになっており、その役割として、国は地域自立支援協議会を「相談支援事業をはじめとする地域の福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場」としています。

西宮市では、既に似たような仕組みとして、障害福祉推進計画策定時に「西宮市障害福祉推進計画策定委員会」を、また、支援費制度施行時に「西宮市支援費制度サービス調整会議*注1」を設置し、制度の推進に努めていますが、それらについては障害者計画の策定や支給ガイドラインの充実など、目的が決められたものとなっています。

西宮市地域自立支援協議会は、障害のある人が地域で生活していく上で関係する様々な関係者でメンバーを構成し、障害福祉施策について幅広く意見交換を行い、障害のある人のニーズを中心とした地域における諸課題について、その解決に向けた方策の検討を行っていくことで、「障害のある人も地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指すものです。

注1：現在は名称を変更して「西宮市障害福祉サービス等調整会議」。会議では、主として障害福祉サービス等に関して、申請から支給決定にかかる課題の整理・分析等を行い、「障害福祉サービス等支給ガイドライン」に関して提言を行っています。

2. 組 織 体 制

協議会では、障害福祉施策における実質的な協議、検討を行なう為、部会を中心とした組織体制とし、各部会が円滑に運営するための調整や全体的な体制を協議する為の運営委員会を設置しています。

別紙「西宮市地域自立支援協議会システム図」参照

運営委員会の所掌事務

- ・総会の開催について
- ・部会の協議事項について
- ・部会間の調整について
- ・部会の設置について
- ・啓発活動について
- ・当事者の参加と意見聴取について

分野別に協議を行うために次の部会を設置しています。

- ・しごと部会
- ・くらし部会
- ・こども部会

*その他、必要に応じて運営委員会で協議の上、部会を設置します。

3. 開催状況

平成 18 年度から「西宮市障害者あんしん相談窓口連絡会」において、西宮市における地域自立支援協議会の体制等について検討を進め、平成 19 年 5 月に「西宮市地域自立支援協議会準備会」を立ち上げ、2 回の協議を行った後、同年 10 月に総会を開催するに至る。

| | |
|-------------------|--|
| 平成 18 年度 | 西宮市障害者あんしん相談窓口連絡会において、西宮市地域自立支援協議会の構築について協議。 |
| 平成 19 年 5 月 18 日 | 第 1 回準備会開催（24 名で協議） |
| 平成 19 年 6 月 | （協議内容、構成メンバーを検討） |
| 平成 19 年 7 月 27 日 | 第 2 回準備会開催（解散） |
| 平成 19 年 9 月 4 日 | 第 1 回運営委員会開催 |
| 平成 19 年 10 月 3 日 | 総会開催 |
| 平成 19 年 11 月 6 日 | 第 2 回運営委員会開催 |
| 平成 19 年 12 月 22 日 | 「障害者自立支援制度セミナー」 西宮市地域自立支援協議会の現状について報告 |
| 平成 20 年 1 月 8 日 | 第 3 回運営委員会開催 |
| 平成 20 年 3 月 4 日 | 第 4 回運営委員会開催 |
| 平成 20 年 3 月 26 日 | 障害福祉施策推進懇談会開催 |

* その他に、毎月、事務局会議を開催。部会毎でも事務局会議を必要に応じて開催。

4. 「西宮市地域自立支援協議会構成員名簿」

（運営委員会）

会長（委員長）

副会長（副委員長）

| 所 属 等 | 会長等 | 氏 名 |
|-----------------------------|-------------|--------|
| 障害福祉課 | | 障害福祉課員 |
| 健康増進課 | | 健康増進課員 |
| 相談支援事業者 (西宮市障害者あんしん相談窓口) | ピアサポート・西宮 | 玉木 幸則 |
| 〃 | のまネット西宮 | 清水 明彦 |
| 〃 | 〃 | 西村 順子 |
| 〃 | 輪っふる | 角野 太一 |
| 〃 | わかばエール | 繁田 明子 |
| 〃 | 〃 | 小西 平治 |
| 〃 | であい | 原田 和明 |
| 〃 | 砂子療育園 地域支援課 | 増田 真樹子 |
| 〃 | ななくさ清光園 | 西田 充宏 |
| 〃 | 三田谷学園 | 中野 美智子 |
| しごと部会 | 部会長 | 高田 嘉敬 |
| こども部会 | 部会長 | 岩越 美恵 |
| くらし部会 | 部会長 | 吉村 美幸 |

| (しごと部会) | | 部会長 | 副部会長 |
|---------------|------------|-------|------|
| 所 属 等 | 部会長等 | 氏 名 | |
| 新生会作業所 | | 高田 嘉敬 | |
| 西宮商工会議所 | | 池田 雅仁 | |
| 勤労福祉課 | | 金瀬 良夫 | |
| ハローワーク西宮 | | 前川 達久 | |
| 芦屋健康福祉事務所 | 障害者就労相談支援員 | 室 弘幸 | |
| 阪神友愛食品 | 能力開発センター | 東浦 雅和 | |
| ワークメイト西宮 | | 藤澤 良孝 | |
| 武庫川すずかけ作業所 | | 古川 勝 | |
| ドリーム甲子園 夢の虹工房 | | 三澤 沢三 | |
| ワークホームつつじ | | 東根 史郎 | |
| 名神あけぼの園 | | 小野 耕嗣 | |
| くぬぎファクトリー | | 大上 敦久 | |
| 手作り工房ふるふる | | 木和田 恵 | |
| 阪神特別支援学校 | 進路指導部長 | 松井 俊朗 | |
| 相談支援事業者 | 輪っふる | 角野 太一 | |
| 〃 | であい | 原田 和明 | |

| (こども部会) | | 部会長 | 副部会長 |
|----------------|------------|-------|------|
| 所 属 等 | 部会長等 | 氏 名 | |
| わかば園 | | 岩越 美恵 | |
| 保健サービス課 | 北口保健チーム | 真浦 則代 | |
| 〃 | 母子保健チーム | 塚本 聡子 | |
| 健康福祉局こども部 | 子育てサポートチーム | 竹田 愛子 | |
| 〃 | むつみ保育所所長 | 婦木 雅子 | |
| 〃 | 瓦木北保育所所長 | 三輪 由紀 | |
| 西宮市教育委員会 | 特別支援教育チーム | 中畑 尚子 | |
| 西宮市立西宮養護学校 | | 中村 恵子 | |
| 兵庫県立阪神特別支援学校 | | 竹田 和由 | |
| 西宮こども家庭センター | | 吉村 常喜 | |
| 西宮市医師会 | | 関 眞理子 | |
| 〃 | | 小川 道子 | |
| 〃 | | 寺島 和浩 | |
| 砂子療育園 | | 蘆野 二郎 | |
| 西宮市肢体不自由児者父母の会 | | 吉田 知英 | |
| 西宮市手をつなぐ育成会 | | 西尾 永子 | |
| 北山学園 | | 玉木 啓之 | |

| | | | |
|---------|-------------|--|--------|
| 相談支援事業者 | わかばエール | | 繁田 明子 |
| 〃 | 〃 | | 小西 平治 |
| 〃 | 砂子療育園 地域支援課 | | 増田 真樹子 |

| (くらし部会) | | 部会長 | 副部会長 |
|---------------|--------------|------|---------|
| 所 属 等 | | 部会長等 | 氏 名 |
| 地域生活支援センター れん | | | 吉村 美幸 |
| 一羊園 | | | 栗林 和徳 |
| N I C C L | | | 森 祐介 |
| かめのすけ | | | 三宅 直基 |
| 仁明会病院 | 医療相談員 | | 細尾 延平 |
| 民生・児童委員 | | | 安東 裕子 |
| 西宮市地域包括支援センター | 安井地域包括支援センター | | 豊岡 珠世 |
| 〃 | 甲武地域包括支援センター | | 大間知 しのぶ |
| 西宮市社会福祉協議会 | 地域福祉課 | | 上野 武利 |
| 相談支援事業者 | ななくさ清光園 | | 西田 充宏 |
| 〃 | 三田谷学園 | | 中野 美智子 |
| 〃(退院促進事業) | のまネット西宮 | | 吉末 衣里 |

* 西宮市地域包括支援センターについては、年度毎の輪番制とする。

* 民生・児童委員については、民生・児童委員の任期に併せるものとする。

しごと部会

報告者

高田 嘉敬（部会長）、池田 雅仁（副部会長）、金瀬 良夫、前川 達久、
室 弘幸、東浦 雅和、藤澤 良孝、古川 勝、三澤 沢三、東根 史郎、
小野 耕嗣、大上 敦久、木和田 恵、松井 俊朗、角野 太一、
原田 和明、川崎 陽子（健康増進課）

1. 協議事項

- 1) 一般就労支援について
- 2) 福祉的就労支援について
- 3) 《障害のある人が働くのを応援する》総合的な体系について

2. 部会開催日

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| 1) 第1回就労支援部会準備会 | 6月11日 |
| 2) 第2回就労支援部会準備会 | 7月27日(就労支援部会からしごと部会へ名称変更) |
| 3) 第1回しごと部会 | 8月30日(しごと部会発足) |
| 4) 第2回しごと部会 | 9月26日 |
| 5) 第3回しごと部会 | 10月24日 |
| 6) 第4回しごと部会 | 11月29日 |
| 7) 第5回しごと部会 | 12月18日 |
| 8) 第6回しごと部会 | 1月21日 |
| 9) 第7回しごと部会 | 1月25日 |
| 10) 第8回しごと部会 | 2月20日 |
| 11) 第9回しごと部会 | 3月21日 |

3. 協議内容

1) 一般就労支援について

障害のある人のための就労支援のあり方について、教育(特別支援学校)・職業斡旋(ハローワーク)・福祉的就労機関(作業所等)・相談機関それぞれの立場から総合的に検討が加えられました。

a)ハローワークの求職登録者及び福祉施設利用者以外の在宅の障害者、就労中の障害者、および雇用主等から相談を受ける専門的な窓口が必要です。

b)就労支援を行う上で、行政機関や福祉施設のマンパワーが不足しています。

c)福祉的就労から一般就労への移行に伴い、福祉施設の作業効率を一定に保ち続けるためには新規利用者への十分なフォローが必要です。

d)就労支援センターの守備範囲について：発達障害者やニートなどを検討します。

尼崎市の就労支援センター(こやりば)の担当者から事業の紹介をしていただきました。

明らかになったことは、阪神間の近隣各市では自治体単独の就労支援センターがハローワークや関係機関と連携して就労支援の実績が上がっているのに対して、総合的な就労支援の窓口すらありませんので、障害のある人のための総合的な就労支援の専門機関(『西宮しごと支援センター』)を早急に創設することが課題となっています。

4. まとめ（課題と展望）

- 1) 今年度は、一般就労支援を中心に議論が深められ、『西宮しごと支援センター』の創設を提言することに集約されました。
- 2) 障害のある人の就労支援については、それぞれの立場（教育・就労斡旋・福祉的就労・相談機関など）から、一般就労支援と福祉的就労支援との優先順位が大きくちがっていることが確認されました。要約すると、雇用促進の取り組みは、障害のある人の流動性を高める就労支援施策であるのに対して、兵庫県をはじめ全国で取り組まれている福祉的就労支援施設（作業所など）での『工賃倍増計画』は、障害のある人のショートスパンではない施設利用を前提とするため流動性を低める就労支援施策といえます。このような二つの支援を統合する視点からの就労支援施策体系の再編が今後の課題といえます。

- 3) 次年度は、以下の二つのテーマで検討を進める予定です。

福祉的就労支援について

1. 市内の作業所系事業所の課題と展望

- (ア) 一般就労支援との連携
- (イ) 地域の資源としての役割

2. その他の資源との連携

《障害のある人が働くのを応援する》総合的な体系について

1. 福祉的就労支援と一般就労支援との方向性（ベクトル）のちがいを
2. 地域（関係機関）の連携のあり方
3. 西宮市の役割

5. 部会からの提言

障害者の就労支援策

「西宮しごと支援センター」の設立に向けて

こども部会

報告者

岩越 美恵（部会長）、塚本 聡子（副部会長）、真浦 則代、竹田 愛子、
婦木 雅子、三輪 由紀、中畑 尚子、中村 恵子、竹田 和由、
吉村 常喜、関 眞理子、小川 道子、寺島 和浩、蘆野 二郎、
吉田 知英、西尾 永子、玉木 啓之、繁田 明子、小西 平治、
増田 眞樹子、高槻 朋子（健康増進課）

目的 障害児については、疾病等の早期発見から、心身の状況に応じた適切な健康管理や療育、また保護者への支援も必要であり、医療・保健・教育・福祉など多岐に渡る機関が連携して支援を行う必要があります。
こども部会では関係機関のネットワークの構築、ライフステージに応じた支援体制の充実と円滑なつなぎ方について協議します。
また協議の内容が広範囲に渡るため、テーマ毎の分科会形式とします。

経過

平成19年5月18日(金)「第1回準備会」

こども部会のメンバー構成の検討
スケジュール
運営についての協議(分科会形式など)

平成19年6月27日(水)「第1回こども部会」

部会長の承認
部会メンバーの紹介・検討
こどもに関する課題や問題点を出し合う

課題・問題点

1. 発達障害
 - ・発達障害児を診断できる医師の不足
 - ・社会資源の情報の集約と開発
 - ・健診の見直し(5歳児健診など、集団の場で初めて分ることも多い)
 - ・相談支援体制の周知不足
2. 乳幼児期～学童期への円滑なつなぎ方 (例えば)サポートファイルの活用
3. 医療依存度の高い超重症心身障害児の在宅での問題点
4. 障害児の福祉サービス(親の問題も含めた支援のあり方 など)

平成19年7月27日(金)「第2回準備会」

部会メンバーの最終確認
協議方法と部会運営について
発達障害児からの協議/発達障害に関わる関係機関のメンバー検討

平成19年10月3日(水)「第2回こども部会」

課題の確認と協議方法について ~発達障害から協議~
「発達障害」の定義
発達障害児の実態把握について

平成19年11月14日(水)「第3回こども部会」

発達障害児の実態把握について各機関より報告

～資料の作成～ ～情報の集約～ を目的とする。

課題・問題点

1. 教育場面や保育場面において発達障害の疑い(診断はないが)のある児童に対する対応と、保護者への支援のあり方、関係機関へのつなぎ方がスムーズに行われない。
2. 療育の場が増えつつあることは良いことだが、一方ではそのことによってドクターショッピングする方もいる。資源の適正な利用の仕方を考える必要がある。
3. 診察までの待機期間の長さ(半年～1年)、療育までの待機期間の長さ(医師不足)
4. 相談機能を含む、社会資源の開発と情報提供

平成19年12月12日(水)「第4回こども部会」

「診断」「療育外来」「通園(幼稚園・保育所・通園施設)」「相談」と4つのグループに分ける。

深く発達障害児に関わる関係機関にも参加を求め分科会を作るための意見交換とメンバー選定

教育・福祉など各分野における、発達障害児への支援体制をより良く理解し合うための部会のなかで勉強会を行う。

～教育における発達障害児へのフォロー体制～

平成20年1月23日(水)「第5回こども部会」

分科会の発足のため、自立支援協議会の全体説明と紹介

勉強会「学校における発達障害児へのフォロー体制について」

西宮市教育委員会・西宮養護学校より報告

「診断」「相談」と「療育外来」「通園」の2グループに分かれてディスカッション

診断についての課題

1. 発達障害の診断技術が確立していない。医師会の中での研修においても発達障害の話題になるが、小児科医が自信をもって診断できるところまで至っていないのが現状。(医師が少ない)
2. 診断までの時間(医師が少ない)
3. 教育分野から診断へのつなぎ方(コーディネーターの役割の重要性)

4. 診断前後のフォロー体制の充実
5. 精神科医師との連携の必要性（学童期・思春期）

療育外来・通園の課題

1. 関係機関より現状報告をしてもらう中で、他機関について認識の希薄さが浮き彫りになった。そのため協議し合うことに至らなかったため、引き続き勉強会を行い他機関への認識を深めてから課題分析・解決に向かわざるを得ない結果となる。
2. 地域における情報の偏りが目立つ。

平成20年2月27日（水）「第6回こども部会」

勉強会 「西宮市あんしん相談窓口について」

医療・療育・福祉機関の相談支援体制についてアンケートに基づき報告
実態把握や課題整理、勉強会は今回までで、次回より問題解決に向けて協議していくことの確認。

課題・問題点

1. 民間の保育所や幼稚園が、公的なフォローシステムに乗りにくい。
2. 複数の機関に相談しているケースが多く交通整理の必要性がある。
3. 発達障害に対する保護者の気づきの問題。
4. サポートブックや個別支援計画など、具体的なツールの必要性
5. 診断がつきにくい「グレーゾーン」にある子どもへのフォロー体制

平成20年4月9日（水）「第7回こども部会」予定

発達障害児の課題解決にむけてグループワーク

これまでの内容をもとに以下の4点の課題について、
整理、課題解決の方法をグループにて協議・発表

- ・ 診断について（専門医が少ない等）
- ・ 療育について（不足している部分への方法策）
- ・ 就学前機関から学校への移行について
- ・ 保健所、保育所、幼稚園、学校等から専門機関への紹介について

今年度のまとめ

今年度、子ども部会においては様々ある課題から「発達障害」を取り上げて協議をしてきた。考えていたよりも発達障害児にかかわる関係機関の数の多さと、多様性に分科会が大きく膨らみ、新メンバーへの説明やそれぞれの認識の差、各関係機関における実態把握に時間がかかったために、課題解決への提言には至らなかった。しかし分野を超えて発達障害児への対応、そしてその保護者への支援では多くの問題をかかえており、西宮市でのネットワークの重要性の認識は高く、熱心に参加していただき協議を重ねることができている。また実態把握に時間はかかったが、発達障害児への支援機関という意味では、西宮市内において絶対数が少ないわけではなく、お互いを認識できていなかったり、しっかりネットワークを持つ中での役割分担をすることで、より有効的な支援ができることの共通認識を持つこともできた。

子どもの成長は常に新たな可能性であり、年齢によって所属する機関が変わっていても一人ひとりの個性が尊重され、新たな可能性に向かって成長できる環境を作っていく責任を、発達障害児にかかわる関係機関一人ひとりが認識する必要がある。

そして私たちも、保護者も「子育てという観点」を忘れずに、発達障害児への支援ができるよう今後も協議をすすめていきたいと考えている。

今後の方向性

発達障害に引き続き、「医療ケアの高い超重症児の在宅での問題点」「障害児の福祉サービス」「乳幼児～学童期～卒業後進路」など順次、課題解決に向けてメンバーを構成して協議をすすめていく予定である。

子どもを取り巻く環境は本当に難しくなっていており、子育てをどう支援していくかは障害の有無に関係なく、地域の中で考えていく必要がある。

様々な障害児とかかわる中で強く感じられることは、障害児を取り巻く地域での問題点は決して特別なものではない。障害児の問題はすべての子どもたちの問題でもあり、すべての子育ての問題でもあることを認識し、障害児関係機関のみならず地域という大きな枠組みでのネットワーク形成と問題解決のための協議は必要であると同時に、専門性の高い支援体制が求められる。

次に挙げる3点については、子ども部会のみならず西宮市自立支援協議会全体のなかで考えていく必要がある課題でもある。

児童虐待

・「育てにくさ」からくる虐待

発達障害児の育てにくさと子育てへの不安、周りに理解されない苦しさ
親も発達障害であることも多く、その場合虐待になりやすい。

・発信の弱い子どもたちへの虐待

親への要求が少ないためにネグレクトになりやすい子どもの状態
重度障害児の介護疲れと子育てへの過度な緊張

- ・ 医療的ケアの高い子どもへの虐待

 - 24時間365日の看護・介護からくる睡眠不足と介護疲れ

 - 外出困難からくる世間からの隔離 命を守ることへの緊張からのストレス

- ・ 元気な子どもを障害児にする虐待

 - 暴力による後遺症、身体のみならず心にも大きな傷あと

 - 亡くなった子どもは報道されても、親の虐待のために重い障害をもった

 - 子どもたちは消えていっている社会現象

社会との不応

- ・ 不登校 自殺 引きこもり 家庭内暴力

- ・ いじめ

- ・ 反社会的行動（非行・犯罪）

- ・ 犯罪に巻き込まれる、犯罪に利用される

小児救急搬送・防災

- ・ 医療的ケアが高い障害児の救急搬送（高齢者・難病など含め）

 - 救急車（消防）が、緊急を要する可能性が高い子どもの存在が把握できてないので、搬送時のトラブルが多く、搬送が遅れる。そういった子どもの情報を継続的に把握しておくシステムは必要である。

- ・ 地域では最近、人工呼吸器など医療機器によって、身体機能を保っている障害児（高齢者・難病）が増えてくるなかで、災害や停電による諸問題の対応策を事前に協議し、マニュアルをすべての当事者とその家族、地域関係者が把握しておく必要がある。

くらし部会

報告者

吉村 美幸(部会長)、栗林 和徳(副部会長)、森 祐介、三宅 直基、
細尾 延平、安東 裕子、豊岡 珠世、大間知 しのぶ、上野 武利、
吉末 衣里、西田 充宏、中野 美智子、松本 寛(障害福祉課)

| | |
|-------|--|
| 協議事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者等の地域移行について ・サービス等の供給体制について ・地域との連携について |
| 部会開催日 | 通常部会 5回 施設見学会 2回 開催 第1回くらし部会 平成19年9月14日 第2回くらし部会 平成19年10月30日 (第1回施設等見学会 平成19年12月4日) 第3回くらし部会 平成19年12月5日 (第2回施設等見学会 平成19年12月8日) 第4回くらし部会 平成20年2月15日 地域包括支援センターとのケース事例検討会 第5回くらし部会 平成20年3月7日 |

内 容

1. メンバー間の共通理解

くらし部会のメンバーは、多種多様なメンバーが集まっているため、お互いのことも知らず、各々も自分の業務内容または障害種別に関連した内容については精通しているが、それ以外のことについては、あまり知らないことも多かったため、他のメンバーの活動内容等を知ることや障害福祉の現状を理解するために勉強会等を開いた。

- ・西宮市における障害福祉の現状について
- ・施設等見学会(2回)
- ・地域包括支援センターとのケース事例検討会

効 果

- ・メンバー間の融和が図れ、今後の連携を図る基礎的部分が育まれた。
- ・障害福祉の現状に関する理解が深まった。
- ・他の障害分野や高齢福祉などの理解が深まった。

2. 課題の抽出

くらし部会では「住む」を主のテーマとし、障害のある人が地域で生活していく上での課題を各々が発表した。また、出された課題を分別し、分類毎に解決を図る為の協力機関等の検討も行った。

別紙添付「提出された課題を分類毎に整理(集計)」資料1

効 果

課題を抽出したことにより、これからの検討課題を整理することが出来た。今後は、この集計表から優先順位をつけ、ひとつひとつ検討を重ねていくものとするが、範囲が非常に広く、経済的な問題や権利擁護の問題、療育・教育の問題、日中活動の問題は、他の部会と重なる部分があると思われ、また地域住民への啓発や災害時の問題などは、別の部会設定の検討が必要と考えられる。

3. 地域包括支援センターとのケース事例検討会

地域包括支援センターと障害者あんしん相談窓口、くらし部会が「高齢で要介護状態の保護者と障害のある人の世帯」というケースについて事例検討を行った。地域包括支援センターでは、要介護者である保護者に対しては、さほど困難性を感じなかったが、障害のある子に対してどのように対応してよいか、誰に繋いだらよいか分からず、支援方法に苦慮していることが伺えた。

効果

地域包括支援センターも障害者あんしん相談窓口も互いに連携が必要ということが認識され、今後、定期的に連絡会を開催することを検討していくこととなった。

まとめ

今年度、9月から5回の部会開催と2回の施設見学会を行った。そこで、感じたことは、各々が各分野では、素晴らしい実践を行っているが、それを自分達だけのフィールドでしか活かしきれておらず、地域や他の分野まで結びついていない実情がわかった。今後、それら質の高い資源を上手く活用していくためには、行政を中心として積極的に様々な地域の資源と結びつくような展開を図っていくことが望まれる。

例として

- ・住宅の契約を断られることもあることから、不動産業界との情報ネットワークの構築
- ・公共交通機関でのトラブルも多いため、実際の運転士等への研修会の開催
- ・障害福祉サービス等事業者間の連携を図るための連絡会の開催 など

また、地域で暮らしていく為に、知的障害者や精神障害者においては、グループホーム、ケアホームの整備を図って行く必要がある。その為には、今後、ケアホーム等の事業者や入所施設の職員との意見交換会等を開催し、更に問題点等について分析等を進めて行く必要があるが、現状から考えても利用者には更なる経済的な支援と事業者にも事業を健全に運営していく為の財政的な支援が無ければ、人材の確保等が出来ず、グループホーム等の整備促進は困難と思われる。また、市営住宅のグループホーム等の活用は、ぜひとも実現して欲しい。いきなり始めるのが困難であれば、モデル事業から始めるのはいかがだろうか。

最後に、今年度においては部会員同士の交流や共通理解を深めるところから始め、課題を出しあった所までで終わってしまったが、来年度においては「地域移行」「地域生活を支える」をテーマに協議を進め、「地域移行」という概念の共通理解を図ることはもちろん、具体的に入所施設や入院者の地域移行システム構築のための協議を行っていききたい。また「地域生活を支える」では、サービス基盤整備を促進するために事業者との意見交換や地域での理解を図るための、研修や啓発活動を行っていききたい。

平成20年度 西宮市地域自立支援協議会

くらし部会事業計画（案）

1. 活動目標 昨年度、くらし部会では、障害のある人が地域で暮らすにあたっての課題を部会員全員で出してみましたが、非常に広範囲に渡ることを再確認しました。

様々な課題の中でも、くらし部会では、まず「住む」をキーワードに協議を進めることとし、特に今年度においては「地域生活への移行」「地域生活を支える」を主たるテーマに、現状分析を行い、地域移行システムの構築に向けた検討やサービス基盤整備の促進、地域啓発を行うとともに、関係機関によるネットワーク作りを行うことを活動目標とします。

2. 活動内容 事業者間のネットワーク作りを行います。
入所施設利用者や精神病院等における長期入院者の実態把握を行います。
地域移行を進めるための、関係機関による検討会を開催します。
地域移行システムの分科会を開催し、重点的に検討します。
グループホーム、ケアホーム事業者による意見交換会を実施し、グループホーム等の整備促進策についての検討会を開催します。
一般市民への啓発（オープン部会、研修会）

3. 活動計画

| 開催時期 | 活 動 内 容 |
|------|---|
| 4月 | 定例会議（事業の具体的検討） |
| 5月 | 居宅介護事業者懇談会の実施 |
| 6月 | 定例会（入所施設利用者等の分析） 地域移行を進めるための関係機関による検討会 |
| 7月 | グループホーム、ケアホーム事業者との意見交換会 |
| 8月 | 定例会（分科会等の検討） |
| 9月 | 分科会（地域移行システム） |
| 10月 | 定例会 |
| 11月 | 分科会（地域移行システム） |
| 12月 | 定例会 |
| 1月 | 分科会（地域移行システム） |
| 2月 | 定例会 分科会（地域移行システム） |
| 3月 | 定例会（報告書の作成） |

企画提案書（まとめ）

| 知 り た い こ と | 今後の対応等 |
|--|--------|
| 全国各市の地域移行における独自システム | |
| 全国各市の単独事業について（反社会的な人の支援加算、行動障害の状態のある人への加算など） | |
| サービス管理責任者の機能実態 | |
| 新体系移行に伴う事業所の変化など | |
| 入所施設がそのままになってしまわない為の取り組み | |
| 各事業所の個別支援計画の作成実態について | |
| 日中活動系事業所の工賃 | |
| 地域の中で、障害のある人で生活のしづらさの実態 | |
| 入所施設利用者の実態像 | |
| 自立支援法が始まってからの利用者の生活の変化等 | |
| 障害者の所得状況（所得有世帯、年金のみ世帯、生活保護世帯） | |
| 手帳所持者で、現状が把握されていない人の生活実態。 | |
| 手帳保持者で一般就労している人数と仕事の内容、給料等 | |
| 地域生活、自立生活の終了及び中断の理由について | |
| 入所、GH、一人暮らしそれぞれの経済的負担 | |
| 障害告知を受けた後の保護者等へのフォローの体制 | |
| 障害児を持つ母親の労働実態 | |
| 病気、入院、災害時等の支援体制 | |
| 北部地域の障害者数、年齢層、性別等 | |
| 一人暮らしの人の心の支えとなる場所・人など実態 | |
| 地域移行における主たる支援者（キーマン）の取り組み | |
| 独居の障害者や高齢者の生活に困った時の相談相手 | |
| 成年後見制度の利用状況と課題 | |
| 引きこもりの方の統計や状況 | |
| 発達障害やボーダーの方の日中活動場所や家族以外との生活の場所 | |
| 障害当事者の地域社会への参加状況（どんな行事、どんな方法で） | |
| 事業者又は施設の近隣地域との関わり状況について | |
| 一人暮らしの方の親の気持ちや在宅の親の不安 | |
| 介護保険による一人暮らしの方法と限界 | |
| 一般市民にとっての自立支援法の意味と変化 | |
| 介護者の福祉職就業への意識 | |

企画提案書（まとめ）

| やりたいこと | 今後の対応等 |
|--|--------|
| 社会資源のマップ作り（GH、小規模作業所） | |
| 情報誌づくり（地域生活者の声など） | |
| サービス管理責任者の連絡会 | |
| 中学生以下の移動支援ガイドラインの見直し | |
| 入所施設から地域移行を行う際のシュミレーション（経済面の含む） | |
| 地域移行を実践している行政や事業者の話聞く、見学 | |
| 地域移行システム構築の検討会 | |
| グループホーム等を、市営住宅で行うための意見交換 | |
| 不動産企業とのグループホーム展開のための意見交換 | |
| 警察や公共交通機関への障害者理解に対する啓発研修 | |
| 触法障害者に関する勉強会（保護司会との事例検討会等） | |
| 後見人制度利用者の実態を聞く | |
| 医療制度の勉強会 | |
| 民生・児童委員への障害特性や地域生活への勉強会 | |
| 事業者連絡会（障害種別、業種別、地域別など） | |
| 全ヘルパー研修会、意見交換会 | |
| 地域生活支援に携わる人の人材育成 | |
| 精神障害者ヘルパーのスキルアップ研修、受け入れ勉強会 | |
| ボランティア、ヘルパーの育成（地域力を高める） | |
| 学生の実習受け入れ | |
| GHの世話人連絡会、利用者同士の集会 | |
| GH利用の保護者の話を聞く | |
| 行動障害の人の一人暮らしを支える制度等の検討会 | |
| 医療的ケアが必要な人の自立生活を考える検討会 | |
| 地域生活を支える医療との勉強会 | |
| 入所施設利用の保護者の地域移行への意見交換会 | |
| 中学生のクラブ活動実践のための検討 | |
| 障害児の放課後支援の検討会 | |
| 障害のある人の溜まり場作り | |
| 障害のある人の生活のしづらさに関する実態調査 | |
| 地域で生活している障害者の現状や地域生活における問題点を理解していただくための地域セミナーの開催 | |
| 市民全員に対しての「障害に対する考え方」「地域生活」に対する意識調査 | |

提出された課題を分類ごとに整理(集計)

| 大分類 | 小分類 | 解決を図る為の協力機関 |
|---------|--|--|
| 経済的な問題 | 生活費の確保 財産管理 就業支援 生活保護の拒否 医療費の負担 | 行政(年金課、厚生課、医療年金、市民相談課など) 県・市(GH、CHの家賃補助、敷金・礼金の補助など) 各種補助・助成制度、各種手当 障害者職業センター、シルバー人材、しごと部会 社協、弁護士、司法書士(リーガルサポート) 就業・生活支援センター、障害者就労支援相談員、ハローワーク、 企業、特例子会社、商工会議所 弁護士会(ひまわり)、法テラス 行政(保護課) 労働基準監督所 商工会議所 PASネット、人権擁護センター 銀行、社協 更生医療、育成医療 ばちばち基金 |
| 意思決定の問題 | 意思決定の確認 生活支援 子育て支援 サービスの利用拒否 サービスの利用の仕方 消費者被害への予防 ストーカー行為をしてしまう お金を借りてしまう 後見人制度の活用 | 相談支援事業所、サービス管理責任者、成年後見 相談支援事業所、福祉サービス事業所、ボランティア こども部、教育委員会、学童保育拡大 相談支援事業所 相談支援事業所、民生委員 消費生活センター、成年後見支援 弁護士(会)との連携、累犯障害者については刑務所との連携、警察、相談支援事業所、市(加算措置など) NPO(成年後見制度)、弁護士、社会福祉士会、相談支援事業所 NPO(成年後見制度)、リーガルサポート、たんぼぼ、社会福祉士会、市民後見人制度の普及、後見人の養成 民生委員制度の見直し 法テラス、市の無料法律相談 第三者委員会 PASネット、人権擁護センター |
| 住居の問題 | 住宅を貸してくれない 保証人がいない | 不動産業界との連携、市(住宅部)、市営住宅の活用 社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会 建築業界(住宅改造など) 住宅供給公社 行政による公的保証人制度、民間の保証人会社 |
| 日中活動の問題 | 生活支援 | 相談支援事業所 |

| | | |
|--------|--|---|
| | <p>就業支援 ストレス解消策 困った時にいける場所 行かなくなった人への支援</p> | <p>就業・生活支援センター、障害者就労支援相談員、しごと部会 サークル活動等(スペシャルオリンピックス等)、地域活動 相談支援事業所(かかりつけ医のような存在) 市役所、障害児等療育支援事業 生涯学習センター 民生委員、社協、ボランティアセンター 福祉センター 人権擁護センター 生活支援センター セルフヘルプグループ、家族会 市の施設の無料使用 スポーツ21、児童館</p> |
| 支援者の問題 | <p>子育て支援 支援体制の不足 事業者の不足 施設(病床)の不足 トップの意識改革 スタッフの意識改革 保護者の意識改革 利用者の意識改革</p> <p>事業者の運営の安定 ヘルパーの質の確保 ヘルパーの不足</p> | <p>サークル活動、子ども家庭センター、ファミリーサポートセンター 国、関係者のネットワーク、ケアマネージメントのシステム 国、県、市 国、県、市、市民病院の病床確保 国、県などからの指導 県、市、事業所 県、育成会、家族ねっと、事業所(学習会) ピア活動、体験メニュー、オープンスクールのような企画 男女共同参画センター 国、県、市、事業所の評価システム、単価の加算 県(サービス管理責任者研修の充実など)、資格制度の見直し 人材センター、就職フェア -、専門職としての確立 県によるサービス管理責任者、相談支援専門員、また、民生委員、 障害者相談員の養成、第三者評価、民間シンクタンクの活用</p> <p>設立資金貸与事業 生活支援センター、人権擁護センター</p> |
| 地域の問題 | <p>近隣からの嫌がらせ 近隣の人の障害者理解 自治会、ゴミ出しのルール</p> | <p>自治会、民生委員、地元議員、社協、PTA、婦人会 自治会、民生委員、地元議員、社協、PTA、婦人会 自治会、民生委員、近隣住民、ボランティア 市(美化グループ) 学習会の開催(より身近な単位での) 学校での教育 事業者ネットワーク 相談支援事業所、生活支援センター</p> |
| 緊急時の対応 | <p>災害時の対応 病気、入院時の支援</p> | <p>災害発生時のボランティア確保、防災訓練 主治医の確保、Dr・Nr・保健士の訪問 ACT、24時間精神科受診体制</p> |

| | | |
|----------|--|---|
| | <p>家族が入院してしまった時の支援</p> <p>入院時の付き添い支援</p> <p>虐待への対応</p> | <p>短期入所サービスの拡充、ＣＨでの短期入所できないか？、市 臨時ヘルパー制度、老人保健施設</p> <p>ヘルパー事業所等、コミュニケーション支援事業</p> <p>権利擁護ネットワークの構築(高齢者等とも協働)、子どもセンター</p> <p>弁護士会、行政、民生委員</p> <p>24時間対応の支援センター</p> <p>障害者110番の充実</p> <p>相談窓口</p> <p>シェルター、有償サービス</p> <p>警察、消防署(県災害医療センター)</p> |
| 日常生活上の支援 | <p>生活支援</p> <p>話相手がない</p> <p>各種手続きの支援</p> <p>食生活の管理</p> <p>医療的サポートの支援</p> | <p>ヘルパー事業所、相談支援事業所</p> <p>サークル活動、ボランティア、市民交流カフェ</p> <p>相談支援事業所、ヘルパー事業所、民生委員、社協</p> <p>民生委員(配食)、民間配食サービス、コンビニの機能の活用</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>病院、Drとの連携、主治医の確保、医師会</p> <p>生活支援センター</p> <p>成年後見人</p> <p>保健所(巡回、訪問指導)、訪問看護</p> <p>栄養士協会</p> <p>ACT、24時間精神科受診体制</p> |
| 療育・教育問題 | <p>障害児の親への支援</p> <p>通園施設に通所するまでの支援</p> <p>統合保育への支援</p> <p>共働きの家庭への支援</p> <p>虐待への対応</p> | <p>障害のある方に対する家庭支援事業の創設、特別支援学校</p> <p>移送機関とのネットワーク、介護タクシー業界、タクシー業界</p> <p>教育委員会、こども部</p> <p>教育委員会、学童保育の拡大</p> <p>子どもセンター、障害者110番</p> <p>医師会</p> <p>弁護士会、警察</p> <p>発達障害者支援センターの充実</p> <p>大学研究機関との連携</p> <p>相談支援事業所、生活支援センター</p> <p>こんにちは赤ちゃんヘルプ派遣、よちよち広場等</p> <p>保育ネットワーク、こども家庭センター</p> |
| 制度の問題 | <p>地域移行を促す制度の実施</p> <p>介護保険との併給問題</p> | <p>ケアマネージメントのシステム、支援会議の開催(特定事業者だけの関わりとしない仕組み)</p> <p>社会福祉士等の研修内容の見直し</p> <p>国、ケアマネージメントのシステム、地域包括支援センター</p> <p>地域自立支援協議会</p> <p>県の各種相談事業等の整理(相談員、障害者110番など)</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | 第三者評価システム 長寿福祉課 退院促進支援協議会、くらし部会 市町村ネットワーク |
|--|--|--|

西宮市障害福祉施策推進懇談会

目的： 地域自立支援協議会では、利用者や関係機関から意見を聞く等の場が、部会の参加者やあんしん相談窓口に限られており、それ以外の人達から意見を聞く場がシステム化されていなかった。

一方、西宮市障害福祉推進計画の策定作業や計画の進捗状況に対しては、広く意見を集約する場として、西宮市障害福祉推進計画推進懇談会が設置されていた。そこで、この地域自立支援協議会でも広く意見などを集約する場として、これまで設置されていた西宮市障害福祉推進計画推進懇談会を西宮市地域自立支援協議会の障害福祉施策推進懇談会として設置し、西宮市地域自立支援協議会での意見聴取の場とすると共に、今まで通り、障害福祉推進計画への役割も果たすものである。

開催日時：平成 20 年 3 月 26 日(水) 午後 3 時より
西宮市市役所東館 8 階 大ホールにて

協議内容：当日、出された意見等について、各部会別に整理をした。

[暮らし部会]

社会資源（特にヘルパー）の量と質の確保

- ・「ヘルパーの問題は緊急課題」 生活基盤を揺るがす問題なので早急に協議を
- ・育成について 専門性の向上 担い手の確保
- ・仕事として続かない、選ばれない 給与保障の問題 他の問題も検討
- ・当事者の親であるが、子どもの状態について、より良い支援を具体的に望む。
- ・サービス利用に関して利用者負担の話はあるが、事業単価やサービス提供事業者の職員の待遇や給料も重要な問題。

障害福祉サービスについて

- ・施設入所中のヘルパー利用について（地域移行期間）
- ・聴覚障害の方のコミュニケーション事業の利用が少ない
利用しにくい事業（行き先の限定など）内容検討の必要性
- ・短期入所サービスのニーズは大きい。地域生活に必要なサービスであるが、常に利用者が多く受けきれない実情がある。

医療的ケアの高い方の地域生活について

- ・障害児（者）のみならず、難病、高齢者においても医療的ケアの高い方が希望する生活が選択できるような地域の受け皿の充実の必要性
医療・看護・福祉・（教育）のネットワークとスタッフの質の向上と量の確保

- ・医療的ケアがある方への正確な理解

すべての生活に制限があっても当たり前という日常から、医療的ケアがあっても支援の仕方によって、普通の地域生活が送れるという認識を当事者や家族を含め、医療職・福祉職・教職も高めていく必要

住宅の問題

- ・不動産業界との連携
- ・市営住宅への入居が難しい現状に、家賃補助や民間住宅を市が借りるなど 対策を早急に検討する必要性

潜在している精神障害者の問題

- ・手帳所持者が少ない

手帳交付を受けてもメリットが少なく、偏見があるので手帳交付を受けない人も多く、その中で障害福祉施策のあり方の検討の必要性

G H ・ C H という箱形の地域移行 個々に応じた生活への支援体制

- ・ G H ・ C H の事業の継続等、運営費の問題
- ・ ケアホームの展開上、家主の理解が得られないので、家主に対して優遇される特権、またマンパワーの不足問題がある。家族の年齢を考えると、早く安心して地域で暮らせる仕組みが欲しい
- ・ 地域移行（精神障害者の退院促進や入所施設からの移行）がどうすれば退院が進むのかを障害者計画でも考えていってほしい。
- ・ ケアホームには 170 人の目標が出ているが、2003 年度から 11ヶ所 40 人が入居されている。ホームの運営は非常に厳しい。もしもホームがなくなっても、実家に帰れない人もいる。ホームを増やすなら、具体的にはどんな根拠や方策があるのか？どこが（どの法人や事業所）が増やすのか？
- ・ ケアホームの運営は厳しい。障害程度区分の関係で利用できなくなる方もある。
- ・ 生活ホームが県の補助が秋まで。これまでの生活を継続できるように、市の事業として継続してほしい。

[しごと部会]

精神障害者の就労について

就労の短時間支援

様々な仕事内容が選択できような就労支援

小規模作業所について

- ・ 小規模作業所でも就労支援はおこなっているが認識されていないように思う。今後の小規模作業所を位置付け
- ・ 精神障害への理解はまだ不足している。芦屋市と西宮市には就労支援センターがない。小規模作業所が日々の仕事をこなしながら就労支援をするのは厳しい。
- ・ 小規模事業所では工賃や収入が頭打ちの状態、「グループ就労」とか、外に出る仕事の場がほしい。

- ・就労移行だけでなく、安心できるサービスを提供したい。「就労」だけに向かうのではない生活もある。施設活動としても工賃は保障したい。

[こども部会]

市民に対する福祉計画とライフステージに渡るような支援体制が欲しい
知的障害児（者）の保護者の養育力の弱い保護者のフォロー体制がない。

[自立支援協議会について]

- ・身体連が今後、自立支援協議会の各部会にどう関わろうか
- ・自立支援協議会の部会の分科会があれば話しやすいし、メンバーでない関心のある人に対してはどうするか。
- ・オープン分科会の併用があれば、お互いがよく分かる。また西宮市の Http の利用を通して一般市民に理解・啓発の機会をつくる。
- ・それぞれの立場があるが、本音で意見を言える場を持とう。そして一般市民を巻き込もう。
- ・自立支援協議会や推進懇談会で話し合われたことを施策に反映してほしい。
- ・施策推進懇談会で部会についての意見を求めるなら、経過や課題を話してほしい。関わっている部会についてなら話し易いのではないか。テーマを絞った方が論議が進めやすいと思う。
- ・育成会では成人の会員が多くなってきた。課題は「暮らし」や「しごと」に関するものが増えている。どちらの部会にも参加したい。
- ・「障害」の難しさは、同じ障害でも就学前、学齢期、成人、高齢期によって違う。違う障害となるともっと広がる。それをまとめるということは難しい。

[そ の 他]

駅など街のバリアフリー化、計画があっても進んでいない 街づくり

警察との連携

権利擁護部会の設置

権利擁護に対する相談件数も多く、西宮市のなかでシステムとして位置付け
していく必要性が高い

緊急時の救急搬送体制 救急搬送先の受け入れ病院の問題

災害時の対策

障害程度区分に差異が見られる。

総 括

報 告 者(運営委員会)

玉木 幸則 (会長)、清水 明彦 (副会長)、西村 順子、角野 太一、
繁田 明子、小西 平治、原田 和明、増田 真樹子、西田 充宏、
中野 美智子、高田 嘉敬、岩越 美恵、吉村 美幸
障害福祉課、健康増進課、健康福祉計画課

2007年度総括

西宮市地域自立支援協議会が設置されて半年が経過した。いろいろと試行錯誤しながらも子ども部会、くらし部会、しごと部会の各部会は、概ね月1回程度会議を開催しながら課題解決に向けての実質的な論議をすすめている。また、それぞれの部会もそれぞれの持ち味を活かしながら、部会員も積極的な参加をしている状況である。

西宮市地域自立支援協議会としては、まずまずの滑り出しとなっている。

しかし、総体としての地域自立支援協議会を考えていくと、現行の部会設定のみでは、不十分なものと言わざるを得ない。例えば、子ども部会ひとつを見ても、現在は、発達障害者の支援体制に特化した論議をすすめているが、もちろん子ども部会で論議をすすめていかなければならないのは、その課題だけではない。まだまだ多くの課題が山積みされていることは、言うまでもない事実なのである。

その他、いろいろな部会委員に参加をお願いしているが、それぞれの部会員の中でも、地域自立支援協議会の役割に対する認識や地域自立生活という理念の共有化は、すぐにはできず、温度差をなくしていくためには時間も必要としている。

また、しごと部会のように、具体的な「しごと支援センター」を作るという政策提言が出てきたときに、それを具体化していけるような道筋が確立していない。

さらに、地域自立支援協議会の役割としては、様々な地域自立生活に関わる課題を解決していくことともに、地域自立生活をすすめていくために、当事者は基より、福祉関係者や広く市民を巻き込んだネットワークを構築していくというものがある。

しかし、少しずつでも具体的な課題の解決をしていく論議はできているが、広く市民を巻き込んだネットワークが、今の進め方では、なかなか形になりにくいのが現状である。

現在、運営に関しては、西宮市障害者あんしん相談窓口連絡会で担っている。その状況は、日々の相談業務と同時並行で行わなければならない。そのために、担当者にも相当量の負荷がかかっている。

しかし、今後、地域自立支援協議会の展開を考えていくと、運営体制の強化をしていく必要がある。例えば、相談支援強化事業などを活用しながら、西宮市障害者あんしん相談窓口連絡会を強化していきながら、相談支援体制を強固なものにしていき、そこから出てくる様々なニーズを地域自立支援協議会につないでいくことで、よりニーズに沿った課題検討がすすんでいくと考えている。その上で、運営体制も見直しを図り、一定実働性のある事務局体制を作っていかなければならない。

いずれにしても、地域自立支援協議会は、ゆっくりでも、右往左往しながらでもすすめていき、「だれもが暮らしやすいまちづくり」をすすめていく中核的仕組みに成長していければと考えている。

具体的な活動計画は、以下の通りである。

2008年度活動計画

西宮市地域自立支援協議会における障害福祉施策推進懇談会

これまで、西宮市障害福祉推進計画の策定作業や計画の進捗状況に対して、広く意見を集約する場として、西宮市障害福祉推進計画推進懇談会が設置されていた。しかし、昨年度より、西宮市地域自立支援協議会が設置され、「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」をすすめていくことになっている。当然、この協議会での論議については、障害福祉推進計画にも反映されなければならない。一方で、現在の部会設定では、3つの限られたテーマ設定と限られた部会員のみでの参加しかできていない。そこで、この地域自立支援協議会でも広く意見などを集約する場として、これまで設置されていた西宮市障害福

祉推進計画推進懇談会を西宮市地域自立支援協議会の障害福祉施策推進懇談会として設置し、西宮市地域自立支援協議会を活性化していきたい。また、今まで通り、この推進懇談会の論議は、障害福祉推進計画にも反映されることになる。

西宮市に対する報告会について

各部会で話し合った内容について、どのように西宮市の施策に反映できるのかと部会員の声に基づいて、少なくとも年に1度は、西宮市行政に対して、地域自立支援協議会の活動成果および施策提案を行う機会を設ける。緊急性の高い課題解決が求められる場合は、その都度、協議の場を設ける。また、この報告会には、健康福祉部局のみならず、必要に応じ、他の部局からの参加を求めることもある。

障害福祉推進計画策定委員会との関係性

西宮市地域自立支援協議会の設置により、西宮市障害福祉推進計画策定委員会に会長のみが策定委員会の委員として入ることになる。しかし、地域自立支援協議会の課題の集積力や論議内容を考えていくと、策定委員会での地域自立支援協議会論議内容等は、かなりウエイトが大きくなっていくのではないだろうか。

そこで、策定委員会については、会長が委員として参加する他、各部会長等についてもオブザーバー参加をし、運営委員会や各部会、障害福祉施策懇談会についての論議内容や施策提言についても行えるようにしていく。

新たな部会設定の展開

この西宮市地域自立支援協議会は、3つの部会からスタートしている。しかし、地域には様々な生活課題があるため、いろいろな分野や様々な人たちの参画により、論議をすすめていく必要がある。そのためにも、既存の部会の論議をふまえながら、新たに部会設置を検討していきたい。特に2007年度自立支援プロジェクト助成事業で行われた「地域における障害者・高齢者・児童の一元的・継続的な権利擁護支援システム構築に関する検討委員会」の報告内容をふまえると、この地域自立支援協議会においても「権利擁護部会」の設置が急がれている。また、本来なら、障害当事者の参画を積極的にすすめていく必要があるが、現在はその参画もすすんでいない。その上で、今年度は、当事者の参画もすすむような部会も設定していきたい。その他にも以下のような部会の設置を検討していきたい。

- ・ 権利擁護部会・・・地域包括センター運営協議会の権利擁護部会との関係性
- ・ 防災安全部会・・・防災課 消防救急 警察 医師会 自治消防隊等の参画
- ・ まちづくり部会・・・新バリアフリー法の進捗状況 重点整備地区の設定と検討
- ・ 当事者エンパワメント委員会(部会)・・・当事者の参画
- ・ その他 前回の推進懇談会の内容を踏まえて、部会の構成を検討していく
また、福祉関係者以外の参画もすすめていく。(不動産業者 公共交通機関事業者 商店街 P T A協議会等)

西宮市地域自立支援協議会の公開性・透明性の確保

この地域自立支援協議会は、いろいろの人の関わりにより、本来は活性化していくはずであるが、現在では、限られた部会員と推進懇談会の参加者のみで構成されている。その閉塞感を解消していくためには、一部、部会を公開性にするとか、地域フォーラムを開催するとかしながら、論議を広めていき、その内容につ

いては、地域自立支援協議会通信の作製やホームページなどで広報ができるよう検討していく。

西宮市地域自立支援協議会運営委員会および事務局機能の強化

先にも述べたように、現在の運営委員会は、障害者あんしん相談窓口連絡会を中心に担っている。しかし、日々の相談業務と同時並行で行わなければならない。そのために、担当者にも相当量の負荷がかかっている。また、新たな展開をしていくためには、現行の運営体制では、限界があると言わざるを得ないため、さらに運営体制の強化をしていく必要がある。例えば、相談支援強化事業などを活用し、西宮市障害者あんしん相談窓口連絡会を強化していきながら、相談支援体制を強固なものにしていき、そこから出てくる様々なニーズを地域自立支援協議会につないでいくことで、よりニーズに沿った課題検討がすすんでいくと考えている。その上で、運営体制も見直しを図り、一定実働性のある事務局体制を作っていかなければならない。

そのためにも、西宮市障害者あんしん相談窓口を含めた相談支援体制を見直し、厚生労働省が提示している新規事業を活用しながら、強化していく必要がある。

西宮市地域自立支援協議会システム図



